

広島県告示第三百二十四号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十八年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 協力の申出が撤回された救急医療機関

名	称	所	在	地
独立行政法人労働者健康福祉機構 病院	中国労災	呉市広多賀谷一丁目五番一号		

二 救急医療機関として認定された医療機関

名	称	所	在	地	効力を有する期限	備考
独立行政法人労働者健康安全機構 中国労災 病院		呉市広多賀谷一丁目五番一号			平成三二年四月六日	